

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

- ○ ○
- 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係） 1
○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）
（第二条関係） 2
○ ○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）（第三条関係） 4
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第四条関係） 5
6 5 4

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	現	行
案			

（法の適用に関する特例）

第一条 （略）

第二条 （略）

第三条 （略）

- 2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第十四条の二第一項第一号及び第二号並びに第三十条の十二の規定は、適用しない。
- 3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第三十条の十二の規定は、適用しない。

（法の適用に関する特例）

第一条 （略）

第二条 （略）

第三条 （略）

- 2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三並びに第十四条の二第一項第一号及び第二号の規定は適用しない。
- （新設）

（基準病床数の算定の特例）

第五条の二 （略）

- 2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十二号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）に関する同条第五項に規定する基準（以下「算定基準」という。）によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

（基準病床数の算定の特例）

第五条の二 （略）

- 2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）に関する同条第五項に規定する基準（以下「算定基準」という。）によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五条の三 (略)

第五条の四 (略)

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(書類の保存期間)

第五条の十四 (略)

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前十三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「厚生労働大臣」とする。二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

第五条の三 (略)

第五条の四 (略)

(登記の届出)

第五条の十二 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(書類の保存期間)

第五条の十四 (略)

第五条の十五 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る第五条の五及び前十三条の規定の適用については、第五条の五中「法第四十二条の二第一項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の二第一項」と、「当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五条の十二中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第五項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項」とあるのは「厚生労働大臣」とする。二条中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。

○ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）
(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行

　　(法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業)
　　第一条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。

　　(法第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業)
　　第一条 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イ又はロの政令で定める医業又は歯科医業は、処方せんの交付とする。

(手数料)

　　第二条 法第三条第九項(法第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五百円)とする。

(手数料)

　　第二条 法第三条第八項の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万五百円)とする。

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
公益通報者保護法別表第八号の法律で定める法律は、次のとおりとする。 一～二百八十六の二　（略）	公益通報者保護法別表第八号の法律で定める法律は、次のとおりとする。 一～二百八十六の二　（略）
二百八十七 <u>外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律</u> （昭和六十二年法律第二十九号） 二百八十八～四百三十六　（略）	二百八十七 <u>外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律</u> （昭和六十二年法律第二十九号） 二百八十八～四百三十六　（略）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案 （新設）	現 行
	（地域医療計画課の所掌事務） 第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・九 （略）	（地域医療計画課の所掌事務） 第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・九 （略）
	十一 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）の規定による 外國看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練に関すること。	十一 （略）
四・五 （略）	（医事課の所掌事務） 第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略）	（医事課の所掌事務） 第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略）
（歯科保健課の所掌事務） 第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。	三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国医師及び外國看護師等（外国において診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は言語聴覚士に相当する資格を有する者に限る。）の臨床修練並びに外國医師の臨床教授等に関すること。	三 外国医師の臨床修練に関すること。
（歯科保健課の所掌事務） 第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四・五 （略）	四・五 （略）

一・二 (略)

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国歯科医師及び外国看護師等(外国において歯科衛生士又は歯科技工士に相当する資格を有する者に限る。)の臨床修練並びに外国歯科医師の臨床教授等に関すること。

四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略) 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の規定による外国看護師等(外国において助産師又は看護師に相当する資格を有する者に限る。)の臨床修練に関すること。

四 (略)

一・二 (略)

三 外国歯科医師の臨床修練に関すること。

四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略) 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 (新設) 第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 (略)